

(案)

商店街振興組合等による防災対策に係る支援協力に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）及び名古屋市商店街振興組合連合会（以下「乙」という。）は、乙に加盟する商店街振興組合等（以下「組合」という。）が実施する、平時及び災害時における防災対策に係る支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙及び組合が実施する防災対策（平時及び災害時含む）に係る支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において対象とする災害は、名古屋市域に災害救助法が適用されるなどの大規模な災害とする。

（支援協力の内容）

第3条 乙及び組合は、次に掲げる事項について、可能な範囲において、支援協力に応ずるものとする。

- (1) 災害時における物資等の給与・貸与
- (2) 災害時における避難生活の質の向上に資するサービスの提供
- (3) 平時における防災啓発
- (4) 平時における備蓄物資の保管
- (5) その他防災対策の実施

（支援の実施）

第4条 支援協力の開始時期、区域及び内容等は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び組合は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙及び組合が支援協力の実施に伴い要した経費の負担は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲、乙協議の上別に定めるものとする。

(案)

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、お互いに緊急時の連絡先を取り交わし、随時更新する。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は、期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各自1通を保管する。

令和7年5月13日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 広沢 一郎

乙 名古屋市中区錦三丁目21番18号
名古屋市商店街振興組合連合会
理事長 坪井 明治